

## 赤い羽根共同募金助成金事業

### 遊具助成事業要綱

#### 1. 目的

この事業は、地域福祉活動の一環として住民の健全育成と健康増進を図るため遊具の設置（新設又は修繕）や備品購入の必要があるとき（以下、工事等）、費用の一部を助成することにより福祉の増進を図ることを目的とします。

#### 2. 助成対象

若狭町内で目的達成のための工事等を施工する集落または公民館等への福祉活動助成とします。

ただし、次の事業等は助成対象としません。

- (1) 政治・宗教・組合等の運動の手段として行う事業や営利のために行う事業
- (2) 福祉を目的としない事業
- (3) 共同募金審査委員会が不適合と認める事業等
- (4) 事務用品代や消耗品代（修繕に係る物品の購入は除く）に使用するなど寄付者の思いに反した経費

※主な遊具・備品等購入については、別紙のとおりとします。

#### 3. 助成額

書類審査によって、工事等に要した費用の2分の1以内5万円以内で決定します。

#### 4. 募集締切

**令和6年6月13日（木）必着**

#### 5. 募集方法

ホームページ、Instagram  
各区長、各公民館等へ配布



#### 6. 報告日

工事等完了後に必ず所定の用紙にて報告してください。

**報告のない場合は、助成決定の取り消し、助成金を返還して頂きます。**

#### 7. 審査方法

若狭町共同募金審査委員会において書類審査によって決定します。

申請を受付け後、必要によっては現地確認を実施し、遊具等の設置（新設または修繕）や備品購入が必要かどうか審査いたします。

### ～助成までの流れ～

申請

↓令和6年6月13日（木）締切

※申請受付後、必要によっては現地確認を実施し、内容等によっては申請者に確認

審査委員会

↓令和6年7月27日（土）書類審査

助成決定通知

令和6年8月末頃

↓

助成

↓

工事等完了後、完了届の提出

令和7年3月31日締切

#### 8. その他

- ・申請者による修繕や補修等も対象になります。
- ・工事等完了後は、遊具・備品等の維持管理に努めてください。
- ・当会は当該遊具・備品等について、事故等が発生した場合の責任は負いません。

#### 9. 問い合わせ

若狭町社会福祉協議会 いずみ事業所 地域福祉事業 担当：百田 TEL0770-45-2837

別紙

主な遊具・備品等

遊具	屋外	滑り台、ジャングルジム、シーソー、ブランコ、健康遊具等
	屋内	エア遊具、プレイジム、ボールハウステント、トランポリン、ブロック遊具等
備品購入		楽器（ハンドベル、電子ピアノ等）、スポーツ用具（ボッチャ、グランドゴルフ、卓球台等）、書籍等（絵本、しかけ絵本、図鑑、点字図書、紙芝居等）、電子機器（CD・DVDプレイヤー等）、玩具（積み木、知育玩具等）、ベンチ
インクルーシブ遊具		車いすで乗ったまま、または容易に移乗して楽しめる遊具（パネル遊具、クッション系遊具等） 体幹の弱い子どもが楽しめる遊具（椅子型、円盤型や背もたれの付いた遊具等） 視聴覚等の障がいがある子どもが楽しめる遊具（音・色・光を楽しむ遊具、手指で触れるパネル遊具等）